

# 社会福祉法人慈誠会

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人慈誠会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。＜ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。＞

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

栃木市内	11,000円
小山市内	12,000円
その他	13,000円

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

栃木市内	11,000円
小山市内	12,000円
その他	13,000円

### (改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1. この規則は、平成29年7月1日から施行する。